

報道発表資料

職員の懲戒処分について

1. 事案の概要

町内民間団体の会計については、以前より教育課職員が担当しており、通帳等を課内で管理し会計処理を行っていたが、このたび、担当職員が管理していた売上金の一部を私的流用していたことが判明。

2. 経緯

- ・令和8年2月10日、同団体より「イベント出店時の費用が未払い」であるとの連絡あり。同団体より預かっていた通帳等が所定の場所になく、担当職員が自宅に持ち帰っていることが判明。
- ・2月13日、同団体へ連絡し、未払いとなっていた費用を支払い。
- ・3月29日、イベントの精算が未了であったため、他職員が関係書類を精査した結果、現金が照合せず、担当職員に確認したところ、管理していた売上金の一部を私的流用したことを申し出た。(売上金64,100円、私的流用した金額15,250円)
- ・4月3日、担当職員に指示し私的流用した金額を返還させた後、4月4日に入金を確認。

3. 懲戒処分の内容

(1) 処分年月日

令和8年5月20日

(2) 該当職員及び処分内容

教育委員会職員 停職3月

(3) 処分の理由

当該職員の行った行為は、「横領」に該当しうるもので、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反することから、同法第29条及び職員の懲戒処分に関する指針に基づき処分を行った。

4. 管理監督責任

一連の業務の管理監督を怠ったことについて、令和8年5月20日付けで、課長、課長補佐及び係長を文書による「訓告」とした。

5. 再発防止策

- ・関係団体の通帳等は、複数名による管理を徹底し、団体の関係者とともに入出金等の会計処理のチェックを徹底する。
- ・極力、職員が現金を管理することがないように出入金手続きを見直す。

6. 教育長コメント

このたびの不祥事につきましては、町民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

町教育委員会では、公務員としての倫理及び服務規律の確保を徹底し、今後このような不祥事が起こらないよう、組織全体で再発防止に取り組み、町民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

【問い合わせ】

川本町教育委員会教育課 名原

電話：0855-72-0704